

学校法人湯梨浜学園

理事会 御中

評議員会 御中

平成 20 年度 監査報告書

私たち学校法人湯梨浜学園の監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人湯梨浜学園寄附行為第 7 条に基づき、学校法人湯梨浜学園の平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事からの業務の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、計算書類につき検討を加えました。

監査の結果、学校法人湯梨浜学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

平成 21 年 5 月 11 日

監 事 中尾 修治郎



監 事 米田 由起枝




独立監査人の監査報告書

学校法人 湯梨浜学園
理事長 坂根 徹 殿

作成日 平成 21 年 5 月 13 日

事務所所在地 倉吉市駄経寺町 2 丁目 15-1

事務所名 廣田和幸 公認会計士事務所

公認会計士 廣田和幸 

電話 (0858) 22-6134

私は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査を行うため、昭和 55 年 3 月 28 日付け鳥取県告示第 272 号に基づき、学校法人湯梨浜学園の平成 20 度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び、基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人湯梨浜学園の平成 21 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上